

自治体政策における 「外国人相談」の意義と課題

——多言語政策としての
「言語サービス」の視点から——



渡戸一郎

明星大学教授

1 「言語サービス」としての外国人相談

日本で自治体の外国人相談事業が実施されるようになったのは1980年代末からであったから、これまでほぼ20年が経過したことになる。それ以前にも、73年設立の「東京英語いのちの電話」（ストット、斎藤 1993）のように、民間ボランティア団体などによって外国人相談が行われていたが、トランスナショナルな移住者（transmigrants）としてのニューカマー外国人の急増に直面して、自治体が応急的に取り組んだ「国際化対策」のひとつが、外国人相談であった。同じ時期に、労組や外国人支援団体、弁護士グループなどによる相談事業もスタートしているが、自治体と同様、当時はまさに「手探り」で行われていたものと思われる。

自治体にとっては、新たな「住民」であるニューカマー外国人とはいかなる人々なのかを、とりあえず把握する必要があった。そこで生活実態や行政需要に関する調査が試みられたが、同時に関連施策の立案にとって重要な情報源となったのが外国人相談事業であったといえる。しかし後述のように、今日では外国人相談を、自治体による「多言語政策」としての「言語サービス」のひとつに位置づけることが可能になっている。

「多言語政策」とは、社会の多言語状況とのかかわりで、公的に複数の言語の存

在を容認し、さらにそれらの話者の言語権を保障しようとする理念とその施策である（庄司 2005）。それは国内の土着の少数言語話者を対象とするものと移民言語話者を対象とするものとの大別されるが、今日の日本社会で市民や都市行政に受容されつつあるのは後者である。

一方、「言語サービス」とは、「外国人の言語アイデンティティーを守り、多言語社会を維持発展させること」を理念として、「外国人が理解できる言語を用いて、必要とされる情報を伝達すること」（河原 2007）を指す。そこには、ホスト社会側の視点というより、複数の移民言語話者の存在自体をセレクトし積極的に受容しようとする視点、すなわち「多言語社会とは資産であって、これを発展させることは意義深いこと」（同）であるという考えが踏まえられている¹⁾。河原は、言語サービスの具体的な内容として、①相談窓口の提供のほかに、②災害・事故・緊急医療など緊急事態に関する言語サービスの提供、③パンフレットやホームページを通じた生活情報の提供、④多言語での公共の掲示、道路標識、案内標識の充実、⑤観光案内の充実、⑥司法通訳の提供、⑦日本語教育の提供、⑧外国人児童・生徒への母語保持教育の提供を挙げている。そして、これまで日本では①～④について論じられることが多かったが、言語サービスの理念に照らせば、周辺的に考えられてきた⑤～⑧も重要性を増していると指摘している（同）。

「言語サービス」の理念の前提としては、「共生」への視点としての「言語権」という考え方（木村 2006）が重要である。言語権は、主に言語的少数者に関する権利であるが、木村によれば、言語的不平等を「差別」としてとらえ、それを是正する試みとして積極的に位置づけられる。すなわち、言語的少数者にとって言語学習とは非対称的なものであり、そこには「相互関係を築くために言語的努力をすべきとされるのは決まって弱い言語を話す側」になるという、言語をめぐる権力関係が存在している。しかしこの構造は差別とは認識されないことが多く、多数派の言語（強い言語）の知識の欠如は本人の能力、努力の問題とされやすい。また、多数派の言語を学ぶことは、それによって得られる利益によって正当化されることが多い。さらにこうした考え方は、多数派への言語的順応や同化を支える、「単一言語社会＝正常社会」という言語的イデオロギーによって補強されている。

1) 例えばEUでは、「異なる言語は欧州の文化遺産であり、すべての言語は平等に学習されるべきである」とされ、母語に加えてEUの2言語の習得が目標として打ち出されている

これに対して、木村が提起する新しい言語権は、民族だけでなく、広く、特定の個人が言語的な発展を妨げられた状況を問題にし（例えば、ろう教育におけるろう者の言語権、「方言」〔地域語〕の復権をめぐる問題）、その上で、多数者への同化か少数者の分離かという単一言語主義的な二者択一を強いられることへの根本的な異議申し立てとして提起されている。このような「言語権を尊重する社会では、多様な言語による諸公共圏が全体として、共通の、しかし単一言語的ではない公共圏を形成していくことがめざされる……。その際、特定の成員を特権化しない、開放的かつ相互浸透的なものとして個々の言語的公共圏を形成していくことが、全体としてもより大きな公共圏を形成していく前提となる」（同）。

以上のような視点に立った場合、自治体の外国人相談事業は、全体としての「言語サービス」施策との関連のなかで意義づけられる必要があることが分かる。以下では、まず、80年代末のニューカマー外国人急増期の早い時期に「国際化対策」を打ち出した東京都豊島区の事例を通して、外国人相談の初期10年の展開過程を振り返る。そして、今日の東京の区市全体の外国人相談の実施状況のなかで、豊島区の事例がどのような位置にあるかを確認する。その上で最後に、「多言語政策」としての「言語サービス」という観点から、自治体における外国人相談の意義と課題について若干の提言を試みたい。

なお、豊島区は外国人集住都市としてはニューカマー中心のインナーシティー型に該当する。外国人相談の件数や内容には、各都市・地域における外国人口の量、職業・階層や国籍・言語の構成、ライフステージ・世帯類型、定住化やホスト社会言語の習得の程度などが反映する。また、経済状況が地域における外国人口の増減を大きく左右することになる。さらに、オールドタイマー中心型の地域にニューカマーが増加して重層化している地域も多い（渡戸 2006a；2006b）。

2 豊島区における80年代末から10年間の外国人相談

(1) 初期の「国際化対策」

グローバル都市・東京のインナーシティーに位置する豊島区では、外国人口が80年代後半から90年代前半にかけて急増した。豊島区ではこのニューカマー外国人の急増を受けて、88年度を「国際化元年」と位置づけ、庁内に「豊島区国際化対策委員会」を設置して、「日本人である区民と外国人である区民が、それぞれ固有の文化や価値観をお互いに尊重しあい、共存できるまちをつくっていくこと」を基本理念に、「国際化対策」をスタートさせた（当時はまさに急ごしらえの「対策」とされたことに注意）。

同年度には「行政需要調査」に基づき 21 事業を実施し、その中には在住外国人との懇談、情報紙誌の編集、外国人相談コーナー（同年 7 月設置）、庁舎内の案内板などの外国語併記、窓口業務職員の外国語教室、通訳職員らの確保、外国人登録人口統計の電算処理などが含まれる。翌 89 年度には、区政モニターなどに外国人登用、日本語ひろば（日本語教室）の開催、情報紙誌の発行、公共施設などの外国語案内標識の検討、学校教育における国際化対策事業の推進、教員の外国語教室などが、さらに 90 年度には、豊島区の国際化に関する住民意識調査、通訳ボランティア制度の創設などが、矢継ぎ早に行われた。また、第 2 回の「行政需要調査」を 93 年に実施している。

豊島区のこうした取り組みは全国的にも注目されたが、当時は「国際化」が自治体政策の新たなキーワードとされており、また、バブル景気を背景に区の財政に余裕があったため、こうした施策を一挙に展開することが可能であったといえよう。なお、「日本人である区民と外国人である区民が、それぞれ固有の文化や価値観をお互いに尊重しあい、共存できるまちをつくっていくこと」という基本理念は、今日いうところの「多文化共生」の理念をある意味で先取りしていたと指摘できようが、残念ながら、豊島区ではその後、この政策理念の掘り下げは行われていない（代わって、この理念を掘り下げていったのは 90 年代後半の川崎市や 2000 年代の外国人集住都市会議であった）。

(2) 豊島区の外国人相談の記録から

外国人相談は外国人居住者（＝住民）が抱える問題やニーズを反映する。豊島区は 90 年に「2 年間の記録」、93 年に「5 年間の記録」、99 年に「10 年間の記録」といった形で、『外国人相談にみる豊島区の国際化』を過去 3 回まとめている。

豊島区の外国人相談コーナーは、「区内在住の外国人が日常生活の中で困ったり、悩んだりした後、必要な情報を提供するなどして解決へ向けた助言や協力をするることにより、外国人の福祉の向上と国際理解の増進を図ること」を目的に、88 年 7 月 1 日に開設された。開設当初の外国人相談は、企画部広報課の区民相談コーナーにおける一般相談・福祉相談に加えた 3 つ目の相談として位置づけられて運用された。

①相談体制と運営

区民相談コーナーの相談体制は正規職員 5 人（うち中国語ができる職員 1 人、英語ができる職員 1 人）、非常勤職員 2 人の計 7 人であった（「2 年間の記録」）。開設後 10 年目には、英語、中国語が話せる職員各 1 人を含めた正規職員 4 人と

嘱託職員2人の計6人の体制となっており、相談体制に大きな変化はない。6人はそれぞれ精通した分野があり、相談内容によって相談員相互に協力し合っていると報告されている。「10年間の記録」には、外国人相談がどのように運営され、いかに重要な役割を果たしているか、以下のように述べられている。

「本コーナーでは、相談者の話をよく聞いて問題を整理し、該当する所管につないだり、必要な情報を提供し助言をします。また、相談者の問題解決のために、所管と十分な連携を取り、周辺情報を含めた新しく正確な情報を提供するなどしてより良い対応に心がけています。一見簡単に見える相談業務ですが、実は日頃から地道な職員の努力があります。日常的な区役所内の各部署間の情報交換はもちろんのこと、連携対応をすることが多い部署とは相談業務事務連絡会を開いて相談のケーススタディや情報交換を行っています。また官民各方面やメディアからの情報にも日々目を配り、必要であればすぐ問い合わせる内容を確認し、資料を請求します。収集した情報は、分野別に取り出しやすく差し替えしやすいうようにファイルしておきます。他の部署で、職員が外国籍住民への対応に困ったときは、相談の経験等で学んだことを参考に助言するなどして協力もしています。相談の内容が数か所の所管にまたがるものであれば、調整役になることもあります。風通しの良い職場環境のもとで、職員が一般区民相談と同様に対応している外国人相談コーナーだからこそ、情報の質と量を十分活用して外国籍住民の多様な相談に応えることができ、相談のたらい回しも避けることができます」（「10年間の記録」p. 12）

ここからは、提供し得る情報の更新を心がけ、相談者のニーズを関連各部署につなぎ、必要に応じて調整し、助言する相談コーナーの姿が見えてくる。

②外国人相談の実施状況

88年度から97年度までの外国人相談件数は毎年1,200件前後で大きな変動が見られない。所管別では、「区」の比重が最も大きく、次いで「その他」、「国」（入管や税務署など）、「東京都」（ハローワーク、労政事務所、保健医療センター、清掃事務所など）の順である。「区」の内訳では、区民部（外国人登録、戸籍）、福祉部（国民健康保険、保育所）、教育委員会（日本語教室、区立小中学校）が多く、それ以外は企画部（国際化、外国語広報紙、生活情報誌、地図の発行など）、衛生部（健康、ペット、騒音、異臭など）となっている。

相談者の国籍別では、中国を中心とするアジア系国籍者からの相談が4分の3を占めている。

言語別では、相談のほぼ6割が日本語で行われており、「外国人相談＝外国語」という図式が成り立たないことが指摘されている。

相談経路はほぼ7割が来庁、残りが電話である。

なお、97年度からは在留資格別の相談件数の統計がとられているが、同年度は「日本人の配偶者等」と「留学」の在留資格者からの相談がほぼ同数で一番多く、次いで「人文・国際」「定住者」「家族滞在」「技能」となっていた。

以上のように、豊島区では90年代半ばにかけて先駆的な形で外国人相談体制が運営されてきたといえる。しかし、バブル景気崩壊後の同区の財政は90年代を通じて赤字が続く。こうしたなかで、同区の外国人施策も大幅に縮小され、後退していった。

(3) その後の豊島区の国際化施策の展開

「国際化元年」とされた80年代末以来、豊島区では庁内に国際化対策委員会を設置し、外国人施策の総合的な調整を行ってきたが、ここ5年間は開催されていない。現・高野（之夫）区政では「文化行政」が鳴り物入りで提起され、「国際」はその中に囲い込まれた形だ（文化国際課は文化観光課に再編された）。今日では、外国人相談コーナーは廃止され、一般区民相談（9人体制）に吸収合併されている。換言すれば、外国人相談はトランスマイグラントを特別視しない「通常行政、のなかに編入されたということになる（渡戸2008）。08年2月現在、外国人住民施策の状況は、以下のように大幅に後退し、停滞している²⁾。

A 多言語情報の提供の状況

ホームページで日本語のほかに英語、中国語で表示。英語版と中国語版の広報紙は廃止。多言語の生活ガイドブックなどの発行はされていない。なお、多言語情報提供のガイドラインは89年7月策定。

B 外国人区民のニーズや生活実態のための調査

06年度「外国語版ホームページ利用者アンケート」のほかには実施していない。

2) 筆者は、2008年1月から2月にかけて、豊島区文化観光課を通じて、関連各部署に対して外国人施策の実施状況についてアンケートを実施し、さらに同課に対してヒアリングを行った。A～Hはその暫定的な回答である

C 区政への外国人参画

区の審議会などへの外国人区民の参画はない。外国人区民の声を反映するための会議体は設置していない（今後も設置する予定はない）。

D 保育

多言語による保育所入園案内はない。入園受付時には外国語の話せる他課の職員を依頼する場合もある。また、外国人保護者との連絡上の工夫としては、保育園では言語の分かる人を通してたり、分かる単語、身振り手振り、筆談などを駆使して連絡をとるようにしている。

E 保健・医療

母子保健施策としては、パンフレットなどの多言語化、保健師の研修、外国人妊産婦のグループ化による指導はいずれも行っていない。外国語版母子手帳の購入先案内のみを実施。外国人医療サービスは、多言語対応可能な医療機関の情報提供は実施しているが、多言語問診票の配布、医療通訳システムの構築・実施、多文化ソーシャルワーカーの養成は行っていない。

F 外国人の子どもの教育

外国人の子どもの就学方法は「広報としま」で案内（日本語）。該当する児童のいる世帯へ「入学申請書」（日本語）を送付。日本語指導のほかには、①初期対応として、1人につき月間32時間の通訳を派遣。②学習院大学日本語学科と連携し、学生ボランティアが通訳などのサポートを行っている。外国人児童・生徒の教育指針は策定していない（今後の策定予定は不明）。母語維持教育は実施しておらず、今後実施する予定はない。

G 日本語学習支援（成人向け）

区の施策は特にない。ボランティアによる日本語教室の支援として、会場の確保を支援しているグループがある。日本語学習ボランティア養成講座は実施していない（今後実施するかどうか検討中）。

H 外国人施策のプラン

策定しておらず、今後の策定予定もない。外国人居住の状況に対する政策的認識としては、「外国籍区民との間で大きな壁になっているのが言葉の問題である。区は現在、小学校などの日本語学級、区民による外国語ボランティア事業、外国語に堪能な職員による接客対応を行っているが、意思疎通を一層円滑にするため、外国籍区民の母語で行政サービスを提供できるような体制を整備することも今後は必要である」と考える。

以上のような豊島区の外国人施策の現状をどう位置づければよいだろうか。「国際」を所管する同区文化観光課の話では、『外国人』というより『区民』と位置づけている」からだということになる。この論理をそのまま敷衍すれば、多言語化・多文化化が進むなかで、豊島区では原則として「差異への権利」を認めないことを意味しよう。同課によれば、「外国人区民からも大きな要望は出ていない」と言うが、これは基本的に外国人区民の声やニーズを独自に把握する仕組みを持たないことに、むしろ原因があると考えられる。こうして、インナーシティ自治体のなかでも豊島区の場合、首長の政治姿勢、財政的制約、シンボル事業の変更、外国人団体の区政への参画の不在などを背景に、外国人住民施策は通常行政に組み込まれ、当初の政策理念が掘り下げられないまま、空洞化している。そして、その最大の原因は、多言語政策としての「言語サービス」という政策的視点が確立されていないことにあると考えられる。

3 現在の東京都区市の外国人相談

しかし、このような豊島区の事例は極端なケースであるかもしれない。そこで、東京都と都内区市の外国人相談体制を確認してみよう。東京都の「平成19年度国際化に関する各局の取り組み」（08年1月）によれば、東京都では外国人相談を88年からスタートし、現在でも外国語専門の相談員を配置して電話、来訪による都政や日常生活に関する相談に対応している（生活文化スポーツ局広報広聴部都民の声課）。対応言語は英語（月から金）、中国語（火・金）、ハンゲル（水）である。また、福祉保健局少子社会対策部女性相談センターでも、婦人相談員らが、必要に応じて通訳を依頼して対応している。さらに、警視庁生活安全部生活安全課生活安全相談センターでも「外国人困りごと相談コーナー」を設置し、通訳センターとの三者通話による連携の下で相談を行っている。

一方、区市における外国人相談の状況を「平成19年度東京都区市町村の国際政策の状況」（東京都、2008年1月）からまとめると、区部では18区、市部では13市が外国人相談を行っている。またその内訳を見ると、自治体の相談窓口が13区、3市であり、区部では自治体の相談窓口開設（72.2%）が、市部では国際交流協会などの窓口開設（61.5%）がそれぞれ多くなっている。なお、自治体と国際交流協会などの両方で相談を行っているところは3区2市であり、きわめて少ないことが分かる（右表参照）。

外国人相談での対応言語は、全体的に英語、中国語、韓国語の3つが区部・市部を通じて多い。新宿区ではこれらの言語のほかにミャンマー語、タイ語、目黒

東京の区市における外国人相談体制

	区 部	市 部
A：区市相談窓口	文京区、台東区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、葛飾区、江戸川区……計13区	三鷹市、府中市、小金井市……計3市
B：国際交流協会などの相談（専門家相談会を含む）	港区、目黒区（区からの委託）……計2区	立川市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、西東京市、多摩市、羽村市……計8市
A+B	新宿区、中野区、足立区……計3区	八王子市、武蔵野市……計2市
全体	計18区	計13市

区と北区ではタガログ語での相談が行われている。一方、市部では町田市がタイ語、国分寺市がタガログ語、立川市、町田市、国分寺市がスペイン語、立川市、国分寺市がポルトガル語で対応している（次ページ参照）。これらはおおむね、各区市の在住外国人の言語的構成に対応したものと見られるが、少数言語話者への対応はいずれの地域でも大きな課題であろう（なお、江東区では、保護第一課相談係が「中国帰国者自立促進援助事業」として帰国者定住のための相談指導を実施している）。この点では、02年にスタートした「東京外国人支援ネットワーク」主催の「都内リレー専門家相談会」が、20言語を超える多言語による通訳ボランティアと多分野の専門家（弁護士、行政書士、社会保険労務士、医師など）とのタイアップで行われており、注目される（杉澤原稿参照）。

4 自治体の外国人相談の意義と課題

冒頭で触れたように、外国人相談は自治体のみならず、国際交流協会、民間相談機関³⁾、外国人支援団体などで取り組まれてきた。また、ニューカマー外国人が利用する日本語教室の潜在的な機能として情報提供や相談が行われている。こ

3) 専門性をもつ民間相談機関について斎藤は、技術・知識・専門職としての価値観などの専門性を活用しながら相談活動を行う立場と、住民の立場に立ち同様の問題をもつ当事者たちと共に相談活動をしていく方法を挙げ、後者の、ピア・カウンセラー、当事者組織、自助活動（self-help活動）を通しての相談の重要性を指摘している（山崎・斎藤 1993）。なお、当事者性については中西・上野（2003）を参照されたい

東京の区市における外国人相談の対応言語

	区 部	市 部
英 語	港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、北区、荒川区、練馬区、足立区、葛飾区	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、町田市、小金井市、小平市、国分寺市
中国語	港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、北区、荒川区、練馬区、足立区、葛飾区	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、町田市、小平市、国分寺市、西東京市
韓国語・ハングル	新宿区、台東区、目黒区、世田谷区、北区、荒川区、足立区	八王子市、三鷹市、町田市、小平市、国分寺市
ミャンマー語	新宿区	
タイ語	新宿区	町田市
タガログ語	目黒区、北区	国分寺市
スペイン語		立川市、町田市、国分寺市
ポルトガル語		立川市、国分寺市
日本語	文京区、目黒区、北区、練馬区	府中市
その他の言語	目黒区、中野区	武蔵野市、町田市、国分寺市

注：江戸川区、日野市、多摩市、羽村市は言語別のデータなし。なお、町田市は以上のほかにドイツ語、フランス語、ロシア語などでの相談を受け付けている。また、八王子市では専門家相談会で多言語の対応が行われたという回答があった

こうした民間の取り組みに比べ、有給のスタッフが配置された自治体の外国人相談は、より公共性が高いサービスだといえよう。それだけに自治体における外国人相談を、「住民」サービスとしての「言語サービス」のひとつとして体系的に位置づけていくこと、そしてその相談サービスの専門性とは何かを問うていくことが重要である。しかし現状では、この専門性という点で課題は多いと思われる。言語的対応にとどまらず、相談に来た外国人の「声」に耳を傾け、相談に伏在する「問題」を見分ける力、自治体内部の資源を調整する力、他の行政機関、民間のNGOや専門家などと連携する力などが求められる。こうした力を養成するための担当者間の情報交換や民間団体関係者を含めた研修の充実も望まれるところである。また、こうした相談スタッフの地位の安定化も図られる必要がある。

岡戸（2007）は、グローバル化が進展する今日、日本は外国語政策（言語政策）を打ち出す時期を迎えたと指摘し、その際に十分考慮されるべき点のひとつ

に「人権の視点からの言語」を挙げている。その基本的な責任は国家（中央政府）にあるものの、こうした視点を踏まえ、自治体の外国人相談が外国出身の「住民」に対する「人権」施策、すなわち「言語権」を保障する施策のひとつとして、再構築されることが重要になっている⁴⁾。

渡戸一郎（わたど・いちろう）

1950年、東京都生まれ。立教大学大学院修士課程修了。地方自治協会主任研究員として80年代後半、自治省の国際化政策づくりのための基礎調査を担当。大学に移ってからは、「都市のグローバル化とコミュニティの変容」を主テーマに、外国人集住地域などの調査に取り組みながら、自治体の外国人施策づくりにかかわる。主な編著に『在留特別許可と日本の移民政策』（明石書店）、『先端都市社会学の地平』（ハーベスト社）がある。東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター特任研究員。日本都市社会学会常任理事。

【参考文献】

- 岡戸浩子，2007，「日本における外国語施策の歴史と動向」山本忠行・河原俊昭編『世界の言語政策 第2集』くろしお出版
- 河原俊昭編，2004，『自治体の言語サービス—多言語社会への扉をひらく—』春風社
- 河原俊昭，2007，「外国人住民への言語サービスとは」河原俊昭・野山広編『外国人住民への言語サービス —地域社会・自治体は多言語社会をどう迎えるか—』明石書店
- 木村護郎クリストフ，2006，「『共生』への視点としての言語権—多言語的公共圏に向けて—」植田晃次・山下仁編『「共生」の内実—批判的社会言語学からの問いかけ—』三元社
- 庄司博史，2005，「多言語政策」真田信治・庄司博史編『事典 日本の多言語社会』岩波書店
- 杉澤経子，2005，「外国語相談」真田信治・庄司博史編『事典 日本の多言語社会』岩波書店
- ストット，A.W.，斎藤友紀雄，1993，「東京英語いのちの電話—異文化との出会いに悩む在日外国人—」『現代のエスプリ コミュニティと民間相談活動』310，至文堂

4) 移民国家オーストラリアでは、多言語サービス「TIS (Translating and Interpreting Service) National」が連邦政府によって運営されている。これは24時間対応の全国的な電話サービスで、国内のどこからでも市内通話料金でアクセスできる。行政機関と医療機関を利用する場合には無料となっている。同国では、人種・民族差別の禁止などと並んで、英語が十分にできないなど言語の壁による行政サービス享受の格差を禁止している（西村 2008）

- 豊島区, 1990, 『外国人相談にみる豊島区の国際化—外国人相談2年間の記録—』
- 豊島区, 1994, 『豊島区の国際化に関する行政需要調査』
- 豊島区, 1999, 『豊島区外国人相談の10年—記録と展望—』
- 中西正司・上野千鶴子, 2003, 『当事者主権』岩波書店
- 西村明夫, 2008, 「多文化主義国家・オーストラリアの医療制度と通訳サービス」(ミメオグラフ)
- 山崎美貴子・斎藤友紀雄編, 1993, 『現代のエスプリ コミュニティと民間相談活動』310, 至文堂
- 渡戸一郎, 1993, 「『共生型』地域社会づくりへの期待—外国籍住民相談事業に望むこと—」『外国人相談にみる豊島区の国際化—外国人相談5年間の記録—』豊島区
- 渡戸一郎, 1994, 「在住外国人のための相談事業に望むこと」『自治体国際化フォーラム』55号, 自治体国際化協会
- 渡戸一郎, 2006a, 「多文化都市論の展開と課題—その社会的位相と政策理念をめぐって—」『明星大学社会学研究紀要』26
- 渡戸一郎, 2006b, 「地域社会の構造と空間—移動・移民とエスニシティ—」町村敬志編『地域社会学の視座と方法』(地域社会学講座1), 東信堂
- 渡戸一郎, 2007, 「社会の構成員としての外国人とシティズンシップ」渡戸一郎・鈴木江理子・APFS編『在留特別許可と日本の移民政策—「移民選別」時代の到来—』明石書店
- 渡戸一郎, 2008, 「通常行政に編入される東京の外国人政策—保守化する東京都と豊島区の政策動向を中心に—」『グローバル都市研究』創刊号, 立教大学グローバル都市研究所